

78-04-20

BOX67

拜啓

春暖の好季を迎え、ますます御健勝にお過しのことと存じ上げます。

さて、御承知のように、来る五月二十三日より国連軍縮特別総会が開催されますが、このたび、バグウォッシュ会議評議会がこの特別総会準備委員会に対して「核兵器放棄に関する国際規約案」を提出したとの報告が私たちのもとに寄せられました。申し上げるまでもなく、今回の軍縮特別総会の開催はきわめて意義の大きなものであり、私たちも期待と注目を寄せてまいりましたが、かねて、バグウォッシュ会議に参加するとともに、「科学者京都会議」や「バグウォッシュ京都シンポジウム」の開催など、主体的な努力を重ねてきた立場から、このバグウォッシュ評議会の提案を私たちとして独自に検討した結果、別紙のように、日本政府に対する私たちの要望を公表したいと考えました。即ち、その第一点は、米ソ両国の核軍備の大幅な削減の実現であり、このことは私たちがかねてより主張してきたところであります。第二点は、今回のバグウォッシュ評議会の提案を支持しその成立をはかるようにとの要望であります。

この間の経過と趣意は、要望書の公表に際して報道関係に資料として配布する「要望書の背景説明」によって、よりくわしく御理解をいただけるかと存じます。御覧いただいた上、要望書の署名者として御参加下さいますよう御願ひ申しあげる次第でございます。

現在のところ、四月二十五、六日頃までに準備を終え、五月二日に、これを公表したいと考えております。御多用の折とは存じますが、別紙ハガキにて、折返しご返事をいただきたく併せて御願ひ申し上げます。

なお、御参考までに、バグウォッシュ評議会が提出した規約案を同封いたしました。本来ならば翻訳してお届けすべきではございますが、時間の余裕がなく、原文のままになりました。御容謝のほど御願ひ申し上げます。

一九七八年四月二十日

世話人 湯川 秀樹

朝永 振一郎

豊田 利幸

*世話人の連絡先

東京都豊島区西池袋四一八一八

豊田 利幸

電話 ○三・九八八・一三五三

c093-004-001

BC 507

要 望 書

来る五月二十三日より開かれる国際連合軍縮特別総会は、軍縮を切望する世界の多くの
人々にとって、とくに核兵器の廃絶を念願するわれわれ日本人にとって、空前の好機であ
ります。私たちは、この機会に、日本政府が次のような行動をとられるよう、要望いたし
ます。

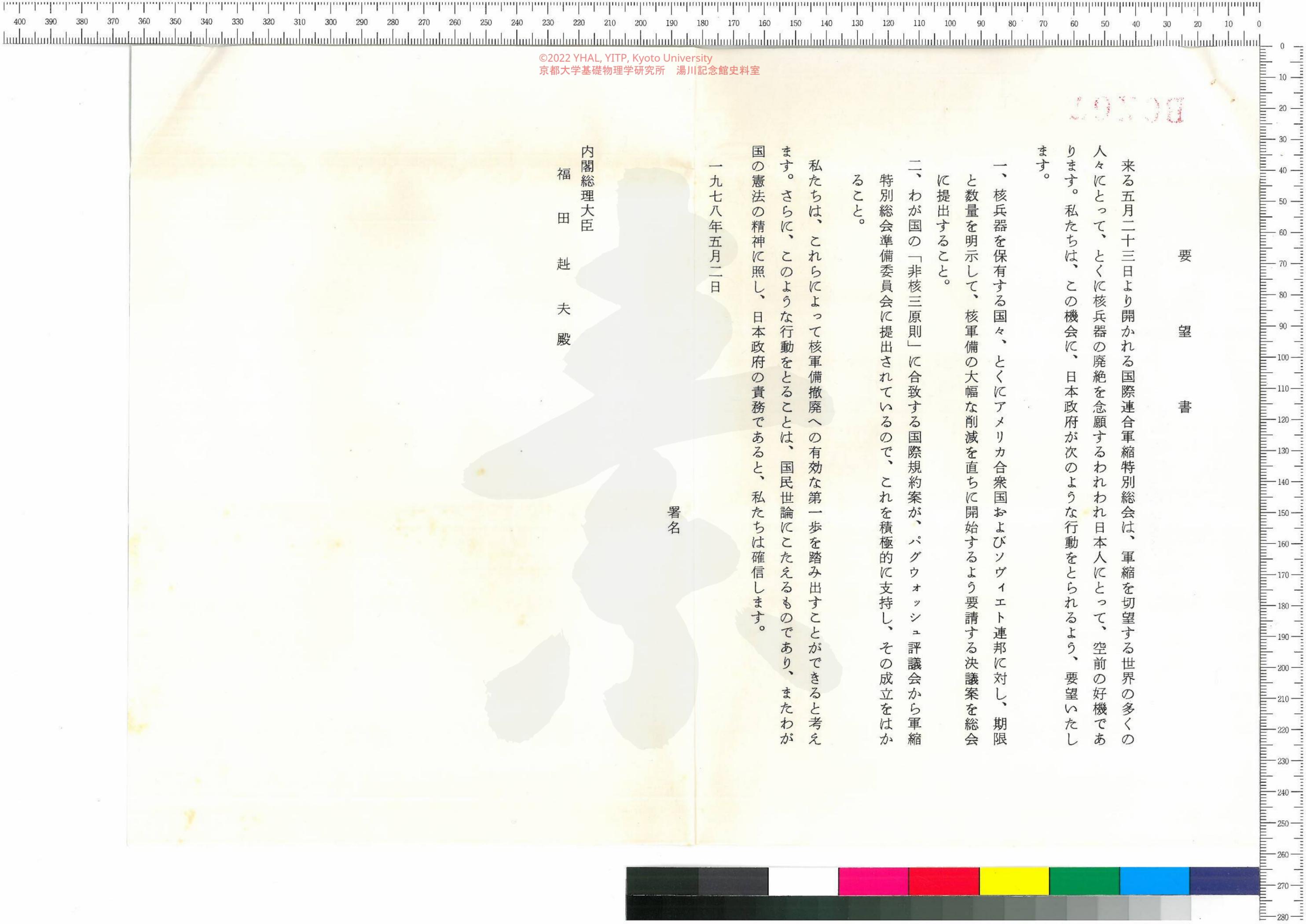
- 一、核兵器を保有する国々、とくにアメリカ合衆国およびソヴェト連邦に対し、期限
と数量を明示して、核軍備の大幅な削減を直ちに開始するよう要請する決議案を総会
に提出すること。
- 二、わが国の「非核三原則」に合致する国際規約案が、パグウォッシュ評議会から軍縮
特別総会準備委員会に提出されているので、これを積極的に支持し、その成立をはか
ること。

私たちは、これらによって核軍備撤廃への有効な第一歩を踏み出すことができると考え
ます。さらに、このような行動をとることは、国民世論にこたえるものであり、またわが
国の憲法に照し、日本政府の責務であると、私たちは確信します。

一九七八年五月二日

署名

内閣総理大臣
福田 赳 夫 殿



「要望書」の背景説明

本「要望書」の署名者の母体は「科学者京都会議継続委員会」である。その構成は湯川秀樹、朝永振一郎両委員と豊田利幸事務局長よりなり、会員組織ではない。

「科学者京都会議」は「科学と世界問題に関するパグウォッシュ会議」の日本版として、湯川・朝永および故坂田昌一の三博士によって組織され、一九六二年五月、第一回の会議を京都で開いた。

「パグウォッシュ会議」は「ラッセル・アインシュタイン宣言（一九五五年七月）」の呼びかけに応じて、一九五七年七月、第一回会議をカナダのパグウォッシュで開き、昨年ミュンヘンで第二七回目の会議を開いた。「パグウォッシュ会議」の運営の責任は二三名よりなる「パグウォッシュ評議会」が負っている。その現在の構成は国別にすれば米ソ英それぞれ三名、ポーランド、ブルガリア、イタリア、イスラエル、エジプト、西独、ザンビア、東独、フィンランド、インド、ヴェネズエラ、日本、メキシコから各一名となっている。なお会長はドロシー・ホジキン女史、事務総長はマーチン・カプラン博士である。

一九七五年八月には京都で、「完全核軍縮への新しい構想」を主題とするパグウォッシュ・シンポジウムが開かれ、閉会后「核抑止を超えて」と題する「湯川・朝永宣言」が出された。これには内外の科学者二六名が賛同署名している。

「要望書」を出すに到った直接的な動機および背景を要約すると次の通りである。来る五月二三日より六月二八日にかけて開かれる国連軍縮特別総会は、軍縮を切望する世界の多くの人々にとって、とくに核兵器の廃絶を念願するわれわれ日本人にとって、空前の好機である。しかもこの総会開催は一昨年八月コロンボで開かれた第五回非同盟諸国首脳会議の強い要請にもとづき、同年十二月の国連総会で決定されたものであり、残念ながらわが国はこれに主導的な役割を果たしていない。

周知のように、国連憲章はヒロシマ・ナガサキへの原爆投下の約六週間前の一九四五年六月二六日に制定されたものであり、核時代の当来を予想していなかった。そのため、核兵器の出現は大きな衝撃を与え、国連が最初に開いた総会はこの問題を真剣に受けとめ、「原子力の発見によって提起された諸問題を扱うための委員会の設置」を国連総会決議第一号（一九四六年一月二四日）として採択した。この委員会は「国家の軍備から、原子兵器および他のすべての大量破壊兵器を除去するために」努力することが義務づけられていた。

爾来三十有余年、平和を希う世界の世論にも拘らず、核軍縮には何らの進展も見られないどころか、核軍備は世界的にみて、その量と質をますます増大している。われわれは今こそ、国連決議第一号の初心に立ちかえらなければならない、と考える。

606-□□

京都市左京区下鴨泉川町六

湯川秀樹様



戦後の軍縮交渉の歴史を仔細に見るとき、われわれは米ソ超大国の軍備競争を停止、逆転させることなしに、核軍縮への展望を開くことはできない、と考えざるを得ない。すなわち、米ソ超大国が核軍備の大幅な削減を早急に実施して、世界的な軍縮の政治的風土をまず創り出すことが焦眉の急である。

このことはすでに多くの人々によって指摘され、条約文の中にも間接的にあるいは誓約の形でとり入れられている。例えば、核兵器のこれ以上の拡散を防ぐために結ばれた「核不拡散条約（NPT）」第六条は「核軍備競争を早い時期に停止し、核軍縮にいたる効果的な手段について誠意をもって交渉を行う」ことを各条約加盟国に義務づけている。

しかし期限と数量を明示していないため、その誓約はほとんど死文化している。このような状況を打破するために、わが国政府が率先して、要望書第一項目のような総会議案を提出し、その支持を広く国連加盟国に呼びかけることが望ましいし、かつ有効であると信ずる。

そしてこの前提として、わが国が官民一致して国是としてきた、核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず、という「非核三原則」の堅持を、あらためて内外に宣明するだけでなく、一歩進んでこの原則の国際的制度化に努力することが、今日とくに重要であると考える。これが要望事項の第二である。これに関し、最近、幸い極めて好ましい国際的な動きがあらわれていることをここに指摘しておきたい。

われわれがその発足以来、参加・協力してきたパグウォッシュ会議は、その責任母体であるパグウォッシュ評議会を通じ、さる二月三日、今次国連軍縮特別総会準備委員会に「核兵器放棄に関する規約案」を、評議会委員の名簿を添えて提出した。

これは、パグウォッシュ会議がこれまで行ってきた、過去の軍縮交渉の分析・批判、そしてさまざまな提案についての討議を踏まえて、パグウォッシュ評議会が今次軍縮特別総会のために起草したものであり、わが国の「非核三原則」と共通の内容をもっている。すなわち、現在の核保有国の領土、領海、領空を除く、世界のすべての地域を核非武装地帯にしようとするもので、核兵器の持ち込みはもちろん、その通過も禁止する、厳格な規定が盛り込まれている。

われわれは、わが国が世界に先駆けて宣言した「非核三原則」と同趣旨の内容が、パグウォッシュ会議によって世界的な核兵器放棄への重要な第一歩として、具体的な形で国連に提出されたことを喜ぶと同時に、最近、日本国内においてこれと逆行する言論、例えば、核兵器を持ち込ませず、という原則を外せ、というようなことが半ば公然と囁やかれているのを深く憂慮する。

核兵器の放棄は、まさに核時代における「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使」を「永久に放棄する」という、わが国憲法の第九条の精神を具体化

要旨

一、要望書
一、背景説明

湯川秀樹

朝永振一郎

豊田利幸

1978年
4月20日

パグウォッシュ会議
が国連に提出
された核兵器
放棄に関する
国際規約案
の要旨



する第一歩である。

核兵器の廃絶を念願し続けてきた、圧倒的多数の日本国民の意思を体し、わが国政府は、来る国連軍縮特別総会という、またと得がたい機会に、最小限、「要望書」の二項目を実現すべく誠意をもって努力されることを、強く要望する次第である。

一九七八年五月二日 憲法記念日を前にして



of Nuclear Weapons

Preamble

Article I.1. The Contracting Parties undertake not to possess, manufacture, acquire or use nuclear weapons, and therefore to prohibit in their territories:

(a) the testing, use, manufacture, production or acquisition by any means whatsoever of any nuclear weapons or other nuclear explosive device by the Parties themselves, directly or indirectly, on behalf of anyone else or in any other way,

(b) the receipt, storage, installation, deployment and any form of possession of any nuclear weapons or other nuclear explosive device, directly or indirectly, by the Parties themselves, by anyone on their behalf or in any other way, and

(c) the transit, through the national territories, air space or waterways under the recognized jurisdiction of the Parties, of any nuclear weapon or other nuclear explosive device, except that this provision shall not affect the right of transit through or over straits used for international navigation.

2. The Contracting Parties also undertake to refrain from engaging in encouraging or authorizing, directly or indirectly, or in any way participating in the testing, use, manufacture, production, possession, or control of any nuclear weapon or other nuclear explosive device anywhere.

Article II

For the purposes of this Convention, the territory of a party State shall include all the land, sea and air space over which it exercises sovereignty according to international law.

Article III

For the purposes of this Convention, a nuclear weapon or other nuclear explosive device is any device capable, as a consequence of a nuclear chain reaction, of producing the release in explosive fashion of the energy stored in atomic nuclei in an amount sufficient to cause significant damage to people and/or structures, and includes such devices whether in an assembled or disassembled state.

Article IV

(a) All the Parties to the Convention have the right to participate in the exchange of equipment, materials and scientific and technical information for the peaceful uses of nuclear energy, in accordance with this Convention and under appropriate international supervision and through appropriate international agencies and procedures as provided in the NPT.

(b) Peaceful nuclear explosions, if any, shall be performed only with devices provided by states signatory to the protocol of this Convention, and shall be subject to international supervision and inspection in a manner to be determined by the Parties to the Convention, provided however that the Contracting Parties undertake that they will not, in any way, contribute to the development or maintenance of nuclear weapons production by any state not a Party to this Convention or its protocol, or to abet any such contribution by any third party. Nothing in this treaty shall override any provisions to the contrary in any treaty or agreement limiting the testing of nuclear explosive devices.

Article V

There shall be provision for verifying compliance with the obligations of this Convention in accordance with the following general principles:

1. To the extent suitable, inspection and verification services shall be performed by the IAEA.

2. Reports of verification activities including inspections shall be circulated to the Parties to the Convention and its Protocol.
3. At the request of any Party a conference of the Parties shall be convened to consider any such report.
4. In addition to routine verification activities, special inspections shall be conducted
 - (a) with the consent of the Party concerned, at the request of any Party which suspects that some activity prohibited by this Convention has been carried out or is about to be carried out, or
 - (b) at the request of any Party which is suspected of carrying out some activity prohibited by this Convention.

Article VI

Any dispute concerning the interpretation or application of this Convention which may arise among the Parties to the Convention or its Protocol and which is not otherwise settled shall be referred to a Conciliation Commission.

Each Party to the dispute shall designate one member and the Secretary-General of the United Nations shall nominate the President of the Conciliation Commission.

The Conciliation Commission shall attempt to bring the Parties to the dispute to an agreement. If the dispute is not settled, the Commission shall issue a Report stating its conclusions and shall transmit its Report to the Parties to this Convention and its Protocol.

Article VII

In the case of the threat or use of a nuclear weapon against any Party to this Convention, such Party may call upon the other Parties to provide aid and support to the Party under threat or attack, including non nuclear military assistance, in accordance with the inherent right of collective self defence as

recognized in Art. 51 of the UN Charter, and such other Parties may provide such assistance in accordance with their constitutional processes.

Article VIII

Parties to this Convention further pledge that they will strive in good faith for the elimination of nuclear weapons from the arsenals of all states and for the establishment of conditions that will facilitate the adherence of all states to this Convention.